



秋田県地域枠医師等 キャリア形成プログラム

令和2年4月
秋田県

〈問い合わせ先〉

◆ 修学資金制度、書類の提出に関すること

秋田県健康福祉部医務薬事課 医療人材対策室

〒010-8570 秋田市山王四丁目1番1号

(電話) 018-860-1410 (FAX) 018-860-3883

(E-mail) ishikakuho@pref.akita.lg.jp

◆ キャリア形成相談、セミナー情報に関すること

あきた医師総合支援センター

(秋田大学医学部附属病院シミュレーション教育センター内)

〒010-0041 秋田市広面字蓮沼44番2

(電話) 018-884-6430 (FAX) 018-884-6457

(E-mail) info@akitamd-support.com

目 次

I 秋田県医学生修学資金貸与者のキャリア形成プログラム

1	キャリア形成プログラムの概要	1
2	キャリア形成プログラムについて	2
	（1）初期臨床研修について	2
	（2）知事指定期間について	2
	（3）キャリア形成プログラムの一時中断（修学資金の返還猶予）について	2
	（4）キャリア形成プログラムの適用解除（修学資金の返還）について	3
3	モデルプラン	
	消化器内科／神経内科	4
	循環器内科／呼吸器内科	5
	血液・腎臓・膠原病内科／糖尿病・内分泌内科	6
	腫瘍内科	7
	内科（市立秋田総合病院）／内科（秋田赤十字病院）	8
	内科（秋田厚生医療センター）／内科（中通総合病院）	8
	内科（平鹿総合病院）	8
	小児科／皮膚科	9
	精神科（秋田大学）	10
	精神科（秋田県立リハビリテーション・精神医療センター）	10
	消化器外科／胸部外科	11
	心臓血管外科／小児外科	12
	整形外科（秋田大学）／整形外科（秋田厚生医療センター）	13
	産婦人科（秋田大学）／産婦人科（市立秋田総合病院）	14
	眼科／耳鼻咽喉科	15
	泌尿器科	16
	脳神経外科	17
	放射線科／麻酔科	18
	病理（秋田大学）／病理（平鹿総合病院）	19
	臨床検査／救急科	20
	リハビリテーション科	21
	総合診療（秋田大学）／総合診療（秋田厚生医療センター）	22
	総合診療（中通総合病院）／総合診療（市立大森病院）	22
4	想定される勤務先	23

〈参考資料〉

Ⅱ 秋田県医学生修学資金制度について	25
返還の免除	26
返還の猶予	27
修学資金の返還	28
異動と届出	29
届出に必要な書類一覧	30
Q & A	31
Ⅲ 関係法令	35
医療法	35
医療法施行規則	37

秋田県医学生修学資金貸与者のキャリア形成プログラム

秋田県

平成30年7月25日に改正された医療法の規定に基づき、都道府県は、「医師が不足している地域における医師の確保に資するとともに、当該地域に派遣される医師の能力の開発及び向上を図ることを目的とした計画（キャリア形成プログラム）」を定めることとされました。

この医療法の改正を受け、秋田県医学生修学資金の貸与を受けた医師等がキャリアを形成しながら返還免除の要件を満たすことができるように、あきた医師総合支援センターの協力のもと、必要な事項を整理し、キャリア形成プログラムとしてまとめたものです。

1 キャリア形成プログラムの概要

対象期間	原則として9年間（貸与を受けた期間が6年に満たない場合は、貸与を受けた期間の1.5倍に相当する期間）うち4年間（貸与を受けた期間が6年に満たない場合は、貸与を受けた期間の1.5倍に相当する期間の2分の1の期間）は、知事が指定する医師少数区域等の公的医療機関等で勤務
対象者	秋田県医学生修学資金の貸与を受けた医師 その他キャリア形成プログラムの適用を希望する医師
コース	診療科ごとに以下のようなコースを設定しています。 具体的な内容は、4ページ以降のモデルプランを参照してください。

【キャリアパスのイメージ図（貸与を受けた期間が6年の場合）】

卒後		1年	2年	3年	4年	5年	6年	7年	8年	9年
初期研修 1年目	初期研修 2年目	① 専門医取得コース						>>		
		② 専門医・学位（医学博士）取得コース						>>		
		社会人（大学院）						>>		
		③ 専門医・学位（医学博士）取得・留学コース		>>						
		社会人（大学院）		国内外留学						

初期研修修了後、知事指定期間4年間を指定された公的医療機関等で勤務します。

① 専門医取得コース

専門医としての研修ならびに県内医療を考慮して、大学各科と県内医療機関、あきた医師総合支援センターが連携します。

② 専門医及び学位取得コース

①に加え、希望する時期（4年間）に社会人大学院へ入学、臨床・基礎研究に従事し、学位論文をまとめます。

すべてのコースで、2年間まで国内外留学も可能です。

ただし、留学期間は義務年限にカウントされません。

※秋田県医学生修学資金の返還免除要件

次の条件をすべて満たす必要があります。

- ① 大学を卒業してから1年6カ月以内に医師の免許を取得すること
- ② 医師免許取得後、直ちに秋田県内の公的医療機関等において医師の業務（臨床研修を含む。）に従事すること
- ③ ②の医師の業務に従事した期間が修学資金の貸与を受けた期間の1.5倍に相当する期間に達すること
- ④ ③の期間のうち、その2分の1の期間（その期間に1年未満の端数がある場合は端数を切り捨てた期間）については、知事が指定する県内の公的医療機関等において医師の業務に従事すること

2 キャリア形成プログラムについて

(1) 初期臨床研修について

① 医学科卒業後2年間は、以下に掲げる秋田県内の臨床研修病院のいずれかで初期臨床研修を行います。

【秋田県内の臨床研修病院（令和2年4月現在）】

秋田大学医学部附属病院	市立秋田総合病院	秋田赤十字病院
秋田厚生医療センター	中通総合病院	大館市立総合病院
能代厚生医療センター	由利組合総合病院	本荘第一病院
市立角館総合病院	大曲厚生医療センター	市立横手病院
平鹿総合病院	雄勝中央病院	

② 研修2年目には、次年度以降のキャリアプラン

（診療科、コース、専門研修プログラムの登録先等）を決定します。

【主な予定スケジュール】

6～8月	あきた医師総合支援センターが診療科や専門研修プログラムの希望状況を調査します。
（随時）	必要に応じて、あきた医師総合支援センターの専任医師等が面談を行い、相談に対応します。
9月～	希望する専門研修プログラムの登録を行います。
11～2月	県が次年度の具体的な勤務希望先等を調査し、2月頃までに関係先と調整します。

(2) 知事指定期間について

① 卒後3年目以降、最大4年間は、知事が指定する公的医療機関等で勤務する必要があります。

② 指定期間は、希望するコースや診療科の事情によってタイミングが異なります。

③ 指定先は、あきた医師総合支援センターが登録先の専門研修プログラム責任者及び本人と調整の上、県の地域医療対策協議会の医師配置調整部会で審議し、県知事が指定します。

④ 指定先は、現在（令和2年4月現在）のところ、医師少数区域等の公的医療機関等（3ページの表グループⅡまたはⅢ）となります。

(3) キャリア形成プログラムの一時的中断（修学資金の返還猶予）について

以下のような場合は、申請によりプログラムを一時的中断することができます。

その間、修学資金の返還は猶予されますが、返還免除の要件を満たす時期は遅くなります。

① 大学院の医学研究科に在学しているとき

※社会人大学院生として県内の公的医療機関等で勤務している場合、プログラムは中断されず義務年限に算入されます。

② 災害や疾病、負傷等によりやむを得ず医師の業務に従事できないとき

例 育児休暇を取得する場合
※産前、産後の休暇期間は義務年限に算入されます。

③ 県外の医療機関又は研究機関において医療に関する

専門的な知識や技術を高めるための研修を受けているとき

※通算で2年以内という制限があります。

※県外の大学院に在学しているときは、①に該当し、通算2年以内という制限はありません。

(4)キャリア形成プログラムの適用解除（修学資金の返還）について

対象者から申出があり、特別の事情があって例外的にこれに応じることが適当と認められるとき、その他必要と認めるときは、キャリア形成プログラムの適用を途中で解除します。

また、秋田県医学生修学資金の貸与を受けている場合は、貸与した修学資金を返還していただくこととなります。返還の際は、各月の貸与額について、年率10%の利息を付して返還する必要があります。

詳しくは、秋田県医療人材対策室へお問い合わせください。

【公的医療機関等】

区分	医療機関名
大学病院	秋田大学医学部附属病院
グループⅠ 秋田市内の医療機関	市立秋田総合病院 秋田赤十字病院 秋田厚生医療センター 中通総合病院 秋田県立循環器・脳脊髄センター 秋田県立医療療育センター 中通リハビリテーション病院
グループⅡ 医師少数区域等の臨床研修病院	大館市立総合病院 市立角館総合病院 市立横手病院 能代厚生医療センター 由利組合総合病院 大曲厚生医療センター 平鹿総合病院 雄勝中央病院 本荘第一病院
グループⅢ 医師少数区域等の 医療機関 (グループⅡ以外)	秋田県立リハビリテーション・精神医療センター 大館市立扇田病院 男鹿みなと市民病院 市立大曲病院 市立田沢湖病院 市立大森病院 町立羽後病院 かづの厚生病院 北秋田市民病院 湖東厚生病院 秋田労災病院 国立病院機構あきた病院 能代山本医師会病院 JCHO 秋田病院 藤原記念病院 佐藤病院 大曲中通病院 横手興生病院 市町村立診療所

3 モデルプラン

消化器内科(秋田大学)

(年目)	①専門医取得コース	②専門医・学位取得コース	③専門医・学位取得・留学コース	
1	初期臨床研修	初期臨床研修	初期臨床研修	
2				
3	大学病院 or グループ I	グループ II・III	グループ II・III	
4				
5	グループ II・III	大学病院 or グループ I	大学病院	
6				
7				
8	グループ II・III	グループ II・III	グループ II・III	
9				
10		◆	留学	
11				
12				グループ II・III
13				◆
14				

神経内科(秋田大学)

(年目)	①専門医取得コース	②専門医・学位取得コース	③専門医・学位取得・留学コース	
1	初期臨床研修	初期臨床研修	初期臨床研修	
2				
3	大学病院	大学病院	大学病院	
4	グループ II・III	グループ II・III	グループ II・III	
5	大学病院	大学病院	大学病院	
6				
7				
8	グループ II・III	グループ II・III	留学	
9				
10		◆	グループ II・III	
11				
12				グループ II・III
13				◆
14				

8年目の◎=論文博士

実際の勤務先は、その時点の診療科の事情や、妊娠・出産・育児・介護・留学などの事情を踏まえて決定されるため、モデルプランどおりとならない場合があります。

マークの説明

- ☆ 標準的な専門医受験資格の取得時期（基本領域）
- ★ 標準的な専門医受験資格の取得時期（サブスペシャルティ領域）
- ◎ 標準的な学位の取得時期
- ◆ 修学資金返還免除の時期

循環器内科(秋田大学)

(年目)	①専門医取得コース	②専門医・学位取得コース	③専門医・学位取得・留学コース
1	初期臨床研修	初期臨床研修	初期臨床研修
2			
3	大学病院 or グループ I	大学病院 or グループ I	大学病院 or グループ I
4	グループ II	グループ II・III	グループ II・III
5	大学病院 or グループ I		
6	☆ グループ II・III	☆ 大学病院 (大学院)	☆ 大学病院 (大学院)
7	★ グループ II・III	★ 大学病院 (大学院)	★ 大学病院 (大学院)
8	大学病院	◎ 大学病院 (大学院)	◎ 大学病院 (大学院)
9	グループ II・III		国内外留学
10	◆	グループ II・III	
11			
12		◆	グループ II・III
13			
14			◆

呼吸器内科(秋田大学)

(年目)	①専門医取得コース	②専門医・学位取得コース	③専門医・学位取得・留学コース
1	初期臨床研修	初期臨床研修	初期臨床研修
2			
3	大学病院 or グループ I	大学病院 or グループ I	大学病院 or グループ I
4	グループ II	グループ II・III	グループ II・III
5	大学病院 or グループ I		
6	☆ グループ II・III	☆ 大学病院 (大学院) or グループ I	☆ 大学病院 (大学院) or グループ I
7	★ グループ II・III	★ グループ I	★ グループ I
8	大学病院	◎ 大学病院 (大学院)	◎ 大学病院 (大学院)
9	グループ II・III		国内外留学
10	◆	グループ II・III	
11			
12		◆	グループ II・III
13			
14			◆

実際の勤務先は、その時点の診療科の事情や、妊娠・出産・育児・介護・留学などの事情を踏まえて決定されるため、モデルプランどおりとならない場合があります。

マークの説明	☆ 標準的な専門医受験資格の取得時期 (基本領域) ★ 標準的な専門医受験資格の取得時期 (サブスペシャリティ領域) ◎ 標準的な学位の取得時期 ◆ 修学資金返還免除の時期
--------	---

血液・腎臓・膠原病内科(秋田大学)

(年目)	①専門医取得コース	②専門医・学位取得コース	③専門医・学位取得・留学コース
1	初期臨床研修	初期臨床研修	初期臨床研修
2			
3	大学病院	大学病院	大学病院
4	グループⅡ・Ⅲ	グループⅡ・Ⅲ	グループⅡ・Ⅲ
5			
6	☆ 大学病院 or グループⅠ	☆ 大学病院 (大学院)	☆ 大学病院 (大学院)
7	★ グループⅡ・Ⅲ	★	★
8		◎ 大学病院	◎ 大学病院
9	大学病院 or グループⅠ・Ⅱ・Ⅲ	グループⅡ・Ⅲ	国内外留学
10	◆		
11		◆	グループⅡ・Ⅲ
12			
13			◆
14			

糖尿病・内分泌内科(秋田大学)

(年目)	①専門医取得コース	②専門医・学位取得コース	③専門医・学位取得・留学コース
1	初期臨床研修	初期臨床研修	初期臨床研修
2			
3	大学病院 or グループⅠ	大学病院 or グループⅠ	大学病院 or グループⅠ
4			
5	大学病院 or グループⅠ	グループⅡ	グループⅡ
6	☆	☆	☆
7	★		
8	グループⅡ	大学病院	大学病院
9		★ ◎	★ ◎
10		グループⅡ	国内外留学
11			
12	◆	◆	グループⅡ
13			
14			◆

実際の勤務先は、その時点の診療科の事情や、妊娠・出産・育児・介護・留学などの事情を踏まえて決定されるため、モデルプランどおりとならない場合があります。

マークの説明

- ☆ 標準的な専門医受験資格の取得時期（基本領域）
- ★ 標準的な専門医受験資格の取得時期（サブスペシャリティ領域）
- ◎ 標準的な学位の取得時期
- ◆ 修学資金返還免除の時期

腫瘍内科(秋田大学)

(年目)

① 専門医取得コース

1		初期臨床研修
2		
3		大学病院
4		
5		
6	☆	
7		大学病院 or 留学
8		グループⅡ・Ⅲ
9		
10		
11		
12	◆	
13		
14		

② 専門医・学位取得コース

1		初期臨床研修
2		
3		大学病院
4		
5		
6	☆ ◎	
7		
8		グループⅡ・Ⅲ
9		
10		
11		
12	◆	
13		
14		

③ 専門医・学位取得・留学コース

1		初期臨床研修
2		
3		大学病院
4		
5		
6	☆ ◎	
7		
8		留学
9		グループⅡ・Ⅲ
10		
11		
12		
13		
14	◆	

実際の勤務先は、その時点の診療科の事情や、妊娠・出産・育児・介護・留学などの事情を踏まえて決定されるため、モデルプランどおりとならない場合があります。

マークの説明

- ☆ 標準的な専門医受験資格の取得時期（基本領域）
- ★ 標準的な専門医受験資格の取得時期（サブスペシャリティ領域）
- ◎ 標準的な学位の取得時期
- ◆ 修学資金返還免除の時期

内科（市立秋田総合病院）

①専門医取得コース

(年目)		①専門医取得コース
1		初期臨床研修
2		
3		グループ I（市立秋田） or 大学病院
4		
5		グループ II・III
6	☆	
7		
8		グループ I（市立秋田） or 大学病院 or グループ I
9		グループ II・III
10	◆	
11		
12		
13		
14		

内科（秋田赤十字病院）

①専門医取得コース

(年目)		①専門医取得コース
1		初期臨床研修
2		
3		大学病院 or グループ I
4		グループ II
5		大学病院 or グループ I
6	☆	
7		グループ II・III
8		
9		
10	◆	
11		
12		
13		
14		

内科（秋田厚生医療センター）

①専門医取得コース

(年目)		①専門医取得コース
1		初期臨床研修
2		
3		グループ I（秋田厚生）
4		
5		グループ II・III
6	☆	
7		
8		大学病院 or グループ I・II・III
9		
10	◆	
11		
12		
13		
14		

内科（中通総合病院）

①専門医取得コース

(年目)		①専門医取得コース
1		初期臨床研修
2		
3		グループ I（中通総合）
4		
5		グループ III
6	☆	大学病院 or グループ I
7		グループ III
8		
9		
10	◆	
11		
12		
13		
14		

内科（平鹿総合病院）

①専門医取得コース

(年目)		①専門医取得コース
1		初期臨床研修
2		
3		グループ II（平鹿総合）
4		
5		グループ II・III
6	☆	グループ I
7		グループ II・III
8		
9		
10	◆	
11		
12		
13		
14		

実際の勤務先は、その時点の診療科の事情や、妊娠・出産・育児・介護・留学などの事情を踏まえて決定されるため、モデルプランどおりとならない場合があります。

マークの説明

- ☆ 標準的な専門医受験資格の取得時期（基本領域）
- ★ 標準的な専門医受験資格の取得時期（サブスペシャリティ領域）
- ◎ 標準的な学位の取得時期
- ◆ 修学資金返還免除の時期

小児科(秋田大学)

(年目)	①専門医取得コース	②専門医・学位取得コース	③専門医・学位取得・留学コース
1	初期臨床研修	初期臨床研修	初期臨床研修
2			
3	大学病院・グループ I	大学病院・グループ I	大学病院・グループ I
4	グループ II	グループ II	グループ II
5			
6	☆ 大学病院	☆ 大学病院	☆ 大学病院
7			
8			
9	グループ II	◎	◎
10		グループ II	国内外留学
11	◆		
12		◆	グループ II
13			
14			◆

※いずれのコースも3～5年目までの大学・グループ I・IIの順番は組み換え可

皮膚科(秋田大学)

(年目)	①専門医取得コース	②専門医・学位取得コース	③専門医・学位取得・留学コース
1	初期臨床研修	初期臨床研修	初期臨床研修
2			
3	大学病院	大学病院	大学病院
4	グループ I	グループ I	グループ II
5			
6	大学病院	◎ 大学病院	◎ 大学病院
7			
8	☆ 大学病院	☆ 大学病院	☆ 国内外留学
9	グループ II	グループ II	グループ II
10			
11			
12	◆	◆	◆
13			
14			

実際の勤務先は、その時点の診療科の事情や、妊娠・出産・育児・介護・留学などの事情を踏まえて決定されるため、モデルプランどおりとならない場合があります。

マークの説明

- ☆ 標準的な専門医受験資格の取得時期（基本領域）
- ★ 標準的な専門医受験資格の取得時期（サブスペシャリティ領域）
- ◎ 標準的な学位の取得時期
- ◆ 修学資金返還免除の時期

精神科（秋田大学）

(年目) ①専門医取得コース

1		初期臨床研修
2		
3		大学病院
4		グループⅡ・Ⅲ
5		
6	☆	グループⅠ
7		
8		グループⅡ・Ⅲ
9		
10	◆	
11		
12		
13		
14		

②専門医・学位取得コース

1		初期臨床研修
2		
3		大学病院
4		
5		グループⅡ・Ⅲ
6	☆ ◎	
7		グループⅠ
8		グループⅡ・Ⅲ
9		
10	◆	
11		
12		
13		
14		

③専門医・学位取得・留学コース

1		初期臨床研修
2		
3		大学病院
4		
5		グループⅡ・Ⅲ
6	☆ ◎	
7		グループⅠ
8		国内外留学
9		
10		グループⅡ・Ⅲ
11		
12	◆	
13		
14		

精神科

(秋田県立リハビリテーション・精神医療センター)

(年目) ①専門医取得コース

1		初期臨床研修
2		
3		グループⅢ（リハセン）
4		大学病院・グループⅠ・Ⅱ
5		大学・グループⅠ・Ⅱ・Ⅲ
6	☆	グループⅢ（リハセン）
7		
8		
9		
10	◆	
11		
12		
13		
14		

実際の勤務先は、その時点の診療科の事情や、妊娠・出産・育児・介護・留学などの事情を踏まえて決定されるため、モデルプランどおりとならない場合があります。

マークの説明

- ☆ 標準的な専門医受験資格の取得時期（基本領域）
- ★ 標準的な専門医受験資格の取得時期（サブスペシャルティ領域）
- ◎ 標準的な学位の取得時期
- ◆ 修学資金返還免除の時期

消化器外科(秋田大学)

(年目)	①専門医取得コース	②専門医・学位取得コース	③専門医・学位取得・留学コース
1	初期臨床研修	初期臨床研修	初期臨床研修
2			
3	グループⅡ・Ⅲ	大学病院	グループⅡ・Ⅲ
4	グループⅠ		
5	グループⅡ・Ⅲ	グループⅡ・Ⅲ	グループⅠ
6	☆ 大学病院	☆ ◎ グループⅡ・Ⅲ	☆ ◎ 大学病院
7		グループⅠ	
8	★ グループⅡ・Ⅲ	★ グループⅡ・Ⅲ	★ 国内外留学
9			
10	◆	◆	グループⅡ・Ⅲ
11			
12			◆
13			
14			

胸部外科(秋田大学)

(年目)	①専門医取得コース	②専門医・学位取得コース	③専門医・学位取得・留学コース
1	初期臨床研修	初期臨床研修	初期臨床研修
2			
3	大学病院	グループⅡ・Ⅲ	グループⅡ・Ⅲ
4	グループⅠ・Ⅱ・Ⅲ		
5		大学病院	
6	☆ グループⅡ・Ⅲ	☆ グループⅠ・Ⅱ・Ⅲ	☆ 大学病院
7		◎ グループⅡ・Ⅲ	◎ 海外留学
8		◆	グループⅡ・Ⅲ
9			
10	◆		
11			
12			◆
13			
14			

実際の勤務先は、その時点の診療科の事情や、妊娠・出産・育児・介護・留学などの事情を踏まえて決定されるため、モデルプランどおりとならない場合があります。

マークの説明

- ☆ 標準的な専門医受験資格の取得時期（基本領域）
- ★ 標準的な専門医受験資格の取得時期（サブスペシャリティ領域）
- ◎ 標準的な学位の取得時期
- ◆ 修学資金返還免除の時期

心臓血管外科(秋田大学)

(年目)	①専門医取得コース	②専門医・学位取得コース	③専門医・学位取得・留学コース
1	初期臨床研修	初期臨床研修	初期臨床研修
2			
3	大学病院		
4	グループⅡ	大学病院(大学院)	大学病院(大学院)
5			
6	大学病院	☆ ◎ グループⅡ	☆ ◎ グループⅡ
7	グループⅡ		
8		大学病院	大学病院
9	☆ 大学病院	グループⅡ	グループⅡ
10	◆		
11		◆ 大学病院	◆ 国内外留学
12		★	★
13			
14			

小児外科(秋田大学)

(年目)	①専門医取得コース	②専門医・学位取得コース	③専門医・学位取得・留学コース
1	初期臨床研修	初期臨床研修	初期臨床研修
2			
3	グループⅡ・Ⅲ	グループⅡ・Ⅲ	グループⅡ・Ⅲ
4			
5			
6	☆ 大学病院	☆ 大学病院	☆
7		グループⅡ・Ⅲ	
8	グループⅡ・Ⅲ	大学病院	大学病院
9	★ 大学病院	★	★
10	◆	◆ (社会人大学院を含む)	
11		◎	◎
12			国内外留学
13			グループⅡ・Ⅲ
14			◆

実際の勤務先は、その時点の診療科の事情や、妊娠・出産・育児・介護・留学などの事情を踏まえて決定されるため、モデルプランどおりとならない場合があります。

マークの説明

- ☆ 標準的な専門医受験資格の取得時期(基本領域)
- ★ 標準的な専門医受験資格の取得時期(サブスペシャリティ領域)
- ◎ 標準的な学位の取得時期
- ◆ 修学資金返還免除の時期

整形外科（秋田大学）

(年目) ①専門医取得コースA

1		初期臨床研修
2		
3		大学病院 or グループ I
4		
5		
6	☆	グループ II・III
7		
8		
9		
10	◆	
11		
12		
13		
14		

コースB

1		初期臨床研修
2		
3		グループ II・III
4		
5		大学病院 or グループ I
6	☆	
7		
8		グループ II・III
9		
10	◆	
11		
12		
13		
14		

コースC

1		初期臨床研修
2		
3		大学病院 or グループ I
4		
5		グループ II・III
6	☆	
7		
8		グループ II・III
9		
10	◆	
11		
12		
13		
14		

整形外科（秋田大学）

(年目) ②専門医・学位取得コース

1		初期臨床研修
2		
3		グループ II・III
4		
5		大学病院
6	☆	
7	◎	
8		グループ II・III
9		
10	◆	
11		
12		
13		
14		

③専門医・学位取得・留学コース

1		初期臨床研修
2		
3		グループ II・III
4		
5		大学病院
6	☆	
7	◎	
8		グループ II・III
9		
10		国内外留学
11		
12	◆	グループ II・III
13		
14		

①専門医取得コース

1		初期臨床研修
2		
3		グループ I（秋田厚生）
4		
5		グループ II・III
6	☆	
7		
8		グループ II・III
9		
10	◆	
11		
12		
13		
14		

実際の勤務先は、その時点の診療科の事情や、妊娠・出産・育児・介護・留学などの事情を踏まえて決定されるため、モデルプランどおりとならない場合があります。

マークの説明

- ☆ 標準的な専門医受験資格の取得時期（基本領域）
- ★ 標準的な専門医受験資格の取得時期（サブスペシャルティ領域）
- ◎ 標準的な学位の取得時期
- ◆ 修学資金返還免除の時期

産婦人科（秋田大学）

(年目) ①専門医取得コース

1		初期臨床研修
2		
3		大学病院
4		グループ I
5		グループ II
6	☆	
7		グループ I
8		
9		グループ II・III
10		
11	◆	
12		
13		
14		

②専門医・学位取得コース

1		初期臨床研修
2		
3		グループ I
4		
5		グループ II
6	☆	大学病院
7	◎	
8		グループ II・III
9		
10		
11	◆	
12		
13		
14		

③専門医・学位取得・留学コース

1		初期臨床研修
2		
3		グループ I
4		
5		グループ II
6	☆	大学病院
7	◎	
8		国内外留学
9		
10		グループ II・III
11		
12		
13	◆	
14		

産婦人科（市立秋田総合病院）

(年目) ①専門医取得コース

1		初期臨床研修
2		
3		グループ I（市立秋田）
4		大学病院
5		グループ II
6	☆	
7		グループ I
8		グループ II
9		
10	◆	
11		
12		
13		
14		

実際の勤務先は、その時点の診療科の事情や、妊娠・出産・育児・介護・留学などの事情を踏まえて決定されるため、モデルプランどおりとならない場合があります。

マークの説明

- ☆ 標準的な専門医受験資格の取得時期（基本領域）
- ★ 標準的な専門医受験資格の取得時期（サブスペシャリティ領域）
- ◎ 標準的な学位の取得時期
- ◆ 修学資金返還免除の時期

眼科(秋田大学)

(年目)	①専門医取得コース	②専門医・学位取得コース	③専門医・学位取得・留学コース
1	初期臨床研修	初期臨床研修	初期臨床研修
2			
3	大学病院	大学病院	大学病院
4	グループⅡ	グループⅡ	留学
5	大学病院	大学病院	大学病院
6	グループⅡ		
7	☆ 大学病院	☆	グループⅡ
8	グループⅡ		
9	大学病院	グループⅢ	グループⅢ
10	グループⅢ		
11	◆	◆	◆
12			
13			
14			

耳鼻咽喉科(秋田大学)

(年目)	①専門医取得コース	②専門医・学位取得コース	③専門医・学位取得・留学コース
1	初期臨床研修	初期臨床研修	初期臨床研修
2			
3	大学病院	大学病院	大学病院
4	グループⅡ	グループⅡ	グループⅡ
5	大学病院 or グループⅠ	大学病院	大学病院 (大学院にて研究)
6		◎ グループⅠ	◎
7	☆	☆	☆
8	グループⅡ	グループⅡ	グループⅠ
9			国内外留学
10	◆	◆	グループⅡ
11			
12			
13			
14			◆

実際の勤務先は、その時点の診療科の事情や、妊娠・出産・育児・介護・留学などの事情を踏まえて決定されるため、モデルプランどおりとならない場合があります。

マークの説明

- ☆ 標準的な専門医受験資格の取得時期（基本領域）
- ★ 標準的な専門医受験資格の取得時期（サブスペシャリティ領域）
- ◎ 標準的な学位の取得時期
- ◆ 修学資金返還免除の時期

泌尿器科(秋田大学)

(年目)	①専門医取得コース	②専門医・学位取得コース	③専門医・学位取得・留学コース
1	初期臨床研修	初期臨床研修	初期臨床研修
2			
3	大学病院	グループⅡ	グループⅡ
4	グループⅡ		大学病院
5		大学病院	グループⅡ
6	大学病院		大学病院
7	☆ グループⅡ	☆	☆ グループⅡ
8		◎	国内留学
9	大学病院		
10	◆	◆	◎ 大学病院
11			グループⅡ
12			◆
13			
14			

実際の勤務先は、その時点の診療科の事情や、妊娠・出産・育児・介護・留学などの事情を踏まえて決定されるため、モデルプランどおりとならない場合があります。

マークの説明	<ul style="list-style-type: none"> ☆ 標準的な専門医受験資格の取得時期（基本領域） ★ 標準的な専門医受験資格の取得時期（サブスペシャリティ領域） ◎ 標準的な学位の取得時期 ◆ 修学資金返還免除の時期
--------	---

脳神経外科(秋田大学)

① 専門医取得コース

1		初期臨床研修
2		
3		大学院
4		グループ II
5		
6		大学病院
7	☆	
8		グループ I or 大学病院
9		
10		グループ II
11		
12		グループ II
13	◆	
14		

② 専門医・学位取得コースA

1		初期臨床研修
2		
3		大学院
4		グループ I
5		
6		大学病院
7	☆ ◎	
8		グループ I・II・III or 大学病院
9		
10		グループ II
11		
12		グループ II
13		
14	◆	

コースB

1		初期臨床研修
2		
3		大学院
4		グループ II
5		
6		大学病院
7	☆ ◎	
8		グループ I・II・III or 大学病院
9		
10		グループ I
11		
12		グループ II
13	◆	
14		

脳神経外科(秋田大学)

③ 専門医・学位取得・留学

コースA

1		初期臨床研修
2		
3		大学病院
4		
5		国内外留学
6		
7	☆ ◎	大学病院
8		グループ I or 大学病院
9		
10		グループ II・III
11		
12		
13		
14	◆	

コースB

1		初期臨床研修
2		
3		国内外留学
4		
5		グループ I
6		
7	☆ ◎	大学病院
8		グループ I or 大学病院
9		
10		グループ II・III
11		
12		
13		
14	◆	

実際の勤務先は、その時点の診療科の事情や、妊娠・出産・育児・介護・留学などの事情を踏まえて決定されるため、モデルプランどおりとならない場合があります。

マークの説明

- ☆ 標準的な専門医受験資格の取得時期（基本領域）
- ★ 標準的な専門医受験資格の取得時期（サブスペシャリティ領域）
- ◎ 標準的な学位の取得時期
- ◆ 修学資金返還免除の時期

放射線科(秋田大学)

(年目)	①専門医取得コース	②専門医・学位取得コース	③専門医・学位取得・留学コース		
1	初期臨床研修	初期臨床研修	初期臨床研修		
2					
3	大学病院	大学病院（大学院）	大学病院（大学院）		
4					
5					
6	☆	☆ ◎	☆ ◎		
7	グループ I	グループ I	グループ I		
8					
9	★	★	★		
10				グループ II	グループ II
11					
12	◆	◆	◆		
13			◆		
14					

麻酔科(秋田大学)

(年目)	①専門医取得コース	②専門医・学位取得コース
1	初期臨床研修	初期臨床研修
2		
3	大学病院	大学病院
4		
5	グループ II	グループ I
6		
7	大学病院 or グループ I	大学病院 or グループ I（大学院）
8		
9	グループ II	グループ II
10		
11		
12	◆	◆
13		
14		

実際の勤務先は、その時点の診療科の事情や、妊娠・出産・育児・介護・留学などの事情を踏まえて決定されるため、モデルプランどおりとならない場合があります。

マークの説明

- ☆ 標準的な専門医受験資格の取得時期（基本領域）
- ★ 標準的な専門医受験資格の取得時期（サブスペシャリティ領域）
- ◎ 標準的な学位の取得時期
- ◆ 修学資金返還免除の時期

病理（秋田大学）

(年目) ①専門医取得コース

1		初期臨床研修
2		
3		大学病院
4		グループⅡ
5		大学病院
6	☆	グループⅡ
7		
8		
9		大学病院
10	◆	
11		
12		
13		
14		

②専門医・学位取得コース

1		初期臨床研修
2		
3		大学病院（大学院）
4		グループⅡ
5		大学病院（大学院）
6	☆	
7		グループⅡ
8	◎	
9		
10		
11	◆	
12		
13		
14		

③専門医・学位取得・留学コース

1		初期臨床研修
2		
3		大学病院（大学院）
4		グループⅡ
5		大学病院（大学院）
6	☆	
7		グループⅡ
8	◎	
9		国内外留学
10		グループⅠ
11		
12		
13		グループⅡ
14	◆	

病理（平鹿総合病院）

(年目) ①専門医取得コース

1		初期臨床研修
2		
3		グループⅡ
4		大学病院
5		グループⅡ
6	☆	
7		大学病院
8		
9		グループⅡ
10	◆	
11		
12		
13		
14		

実際の勤務先は、その時点の診療科の事情や、妊娠・出産・育児・介護・留学などの事情を踏まえて決定されるため、モデルプランどおりとならない場合があります。

マークの説明

- ☆ 標準的な専門医受験資格の取得時期（基本領域）
- ★ 標準的な専門医受験資格の取得時期（サブスペシャリティ領域）
- ◎ 標準的な学位の取得時期
- ◆ 修学資金返還免除の時期

臨床検査(秋田大学)

(年目)	①専門医取得コース	②専門医・学位取得コース	③専門医・学位取得・留学コース	
1	初期臨床研修	初期臨床研修	初期臨床研修	
2				
3	大学病院	大学病院	大学病院	
4				
5				
6	グループⅡ	☆ ◎	☆ ◎	
7		グループⅡ	グループⅡ	グループⅡ
8				
9	◆	◆	国内外留学	
10			グループⅡ	
11			◆	◆
12				
13	◆	◆		
14				

救急科(秋田大学)

(年目)	①専門医取得コース	②専門医・学位取得コース	③専門医・学位取得・留学コース
1	初期臨床研修	初期臨床研修	初期臨床研修
2			
3	大学病院	グループⅡ	グループⅡ
4	グループⅡ	大学病院(大学院)	大学病院(大学院)
5	大学病院		
6	大学病院 or グループⅠ		
7		★	★ ◎
8		留学	留学
9			
10	◆	◆	大学病院 or グループⅠ
11			
12	グループⅡ・Ⅲ	グループⅡ・Ⅲ	グループⅡ・Ⅲ
13			
14			

実際の勤務先は、その時点の診療科の事情や、妊娠・出産・育児・介護・留学などの事情を踏まえて決定されるため、モデルプランどおりとならない場合があります。

マークの説明

- ☆ 標準的な専門医受験資格の取得時期（基本領域）
- ★ 標準的な専門医受験資格の取得時期（サブスペシャリティ領域）
- ◎ 標準的な学位の取得時期
- ◆ 修学資金返還免除の時期

リハビリテーション科(秋田大学)

(年目)

① 専門医取得コース

1		初期臨床研修
2		
3		大学病院
4		グループ I
5		グループ III
6		大学病院
7	☆	グループ III
8		
9		
10	◆	
11		
12		
13		
14		

② 専門医・学位取得コース

1		初期臨床研修
2		
3		大学病院
4		グループ I
5		グループ III
6	◎	
7	☆	
8		
9		
10	◆	
11		
12		
13		
14		

③ 専門医・学位取得・留学コース

1		初期臨床研修
2		
3		大学病院
4		グループ III
5		
6	◎	
7	☆	グループ I
8		国内外留学
9		グループ III
10		
11	◆	
12		
13		
14		

実際の勤務先は、その時点の診療科の事情や、妊娠・出産・育児・介護・留学などの事情を踏まえて決定されるため、モデルプランどおりとならない場合があります。

マークの説明

- ☆ 標準的な専門医受験資格の取得時期（基本領域）
- ★ 標準的な専門医受験資格の取得時期（サブスペシャリティ領域）
- ◎ 標準的な学位の取得時期
- ◆ 修学資金返還免除の時期

総合診療（秋田大学）

①専門医取得コース

1		初期臨床研修
2		
3		大学病院
4		グループⅡ・Ⅲ
5		
6	☆	グループⅠ
7		
8		グループⅡ・Ⅲ
9		
10	◆	
11		
12		
13		
14		

②専門医・学位取得コース

1		初期臨床研修
2		
3		大学病院
4		グループⅡ・Ⅲ
5		
6	☆ ◎	大学病院
7		グループⅡ・Ⅲ
8		
9		グループⅠ
10	◆	
11		
12		
13		
14		

③専門医・学位取得・留学コース

1		初期臨床研修
2		
3		大学病院
4		グループⅡ・Ⅲ
5		
6	☆ ◎	大学病院
7		国内外留学
8		
9		グループⅡ・Ⅲ
10		
11		グループⅠ
12	◆	
13		
14		

総合診療（秋田厚生医療センター）

①専門医取得コース

1		初期臨床研修
2		
3		グループⅠ（秋田厚生）
4		
5		グループⅢ
6	☆	グループⅡ・Ⅲ
7		
8		
9		グループⅠ・Ⅱ・Ⅲ
10	◆	
11		
12		
13		
14		

総合診療（中通総合病院）

①専門医取得コース

1		初期臨床研修
2		
3		グループⅠ（中通総合）
4		
5		グループⅢ
6	☆	グループⅠ
7		グループⅢ
8		
9		
10	◆	
11		
12		
13		
14		

総合診療（市立大森病院）

①専門医取得コース

1		初期臨床研修
2		
3		グループⅢ（市立大森）
4		
5		グループⅠ（秋田厚生）
6	☆	大学病院 or グループⅠ・Ⅱ・Ⅲ
7		
8		グループⅢ（市立大森）
9		
10	◆	
11		
12		
13		
14		

実際の勤務先は、その時点の診療科の事情や、妊娠・出産・育児・介護・留学などの事情を踏まえて決定されるため、モデルプランどおりとならない場合があります。

マークの説明	☆ 標準的な専門医受験資格の取得時期（基本領域） ★ 標準的な専門医受験資格の取得時期（サブスペシャリティ領域） ◎ 標準的な学位の取得時期 ◆ 修学資金返還免除の時期
--------	---

4 想定される勤務先

区分	基本領域	内科										外科									
		消化器病	神経内科	循環器	呼吸器	血液・腎臓・リウマチ	糖尿病・内分泌・代謝・老年病	がん薬物	内科（市立秋田）	内科（秋田赤十字）	内科（秋田厚生）	内科（中通総合）	内科（平鹿総合）	小児科（秋田大学）	皮膚科（秋田大学）	精神科（県立リハビリテーション・精神医療センター）	精神科（秋田大学）	消化器外科	呼吸器外科・消化器外科・乳がん	心臓血管外科	小児外科
大学病院	秋田大学医学部附属病院	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
グループⅠ 秋田市内の 医療機関	市立秋田総合病院	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	秋田赤十字病院	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	秋田厚生医療センター	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	中通総合病院	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	秋田県立循環器・脳脊髄センター	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	秋田県立医療療育センター	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	中通リハビリテーション病院	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
グループⅡ 医師少数区域等の 臨床研修病院	大館市立総合病院	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	市立角館総合病院	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	市立横手病院	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	能代厚生医療センター	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	由利組合総合病院	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	大曲厚生医療センター	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	平鹿総合病院	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	雄勝中央病院	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
本荘第一病院	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
グループⅢ 医師少数区域等の 医療機関 (グループⅡ以外)	秋田県立リハビリテーション・精神医療センター	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	大館市立扇田病院	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	男鹿みなと市民病院	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	市立大曲病院	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	市立田沢湖病院	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	市立大森病院	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	町立羽後病院	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	かつの厚生病院	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	北秋田市民病院	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	湖東厚生病院	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	秋田労災病院	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	国立病院機構あきた病院	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	能代山本医師会病院	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	JCHO 秋田病院	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	藤原記念病院	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	佐藤病院	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	大曲中通病院	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
横手興生病院	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
市町村立診療所	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	

4 想定される勤務先

区分	基本領域	整形 外科 (秋田大学)	整形 外科 (秋田厚生)	産婦 人科 (秋田大学)	産婦 人科 (市立秋田)	眼科 (秋田大学)	耳鼻 咽喉科 (秋田大学)	泌尿 器科 (秋田大学)	脳神 経外 科 (秋田大学)	放射 線科 (秋田大学)	麻酔 科 (秋田大学)	病理 (秋田大学)	病理 (平鹿総合)	臨床 検査 (秋田大学)	救急 科 (秋田大学)	リハ ビリ テー シー ン科 (秋田大学)	総合 診療 (秋田大学)	総合 診療 (秋田厚生)	総合 診療 (中通総合)	総合 診療 (市立大森)	
	サブスペシャルティ領域等																				
大学病院	秋田大学医学部附属病院	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				
グループⅠ 秋田市内の 医療機関	市立秋田総合病院	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				
	秋田赤十字病院	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				
	秋田厚生医療センター	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			○
	中通総合病院	○	○	○	○	○			○	○	○	○			○					○	
	秋田県立循環器・脳脊髄センター									○	○	○			○						
	秋田県立医療療育センター	○	○														○				
	中通リハビリテーション病院																○				
グループⅡ 医師少数区域等の 臨床研修病院	大館市立総合病院			○			○	○	○							○					
	市立角館総合病院	○	○													○		○			
	市立横手病院	○	○													○		○			
	能代厚生医療センター	○	○	○	○		○	○		○		○			○		○				
	由利組合総合病院	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○			○		○				
	大曲厚生医療センター	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○		○				
	平鹿総合病院	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○		○				
	雄勝中央病院	○	○	○		○	○		○		○				○		○				
	本荘第一病院	○	○								○				○						
グループⅢ 医師少数区域等の 医療機関 (グループⅡ以外)	秋田県立リハビリテーション・精神医療センター															○					
	大館市立扇田病院																	○	○	○	
	男鹿みなと市民病院	○	○			○												○			
	市立大曲病院																				
	市立田沢湖病院																				
	市立大森病院	○	○															○	○		○
	町立羽後病院	○	○			○															
	かつの厚生病院															○					
	北秋田市民病院	○	○	○												○		○	○		
	湖東厚生病院					○												○	○		
	秋田労災病院	○	○													○		○			
	国立病院機構あきた病院																				
	能代山本医師会病院																				
	JCHO 秋田病院																				
	藤原記念病院					○												○	○		
	佐藤病院																				
	大曲中通病院																				○
横手興生病院																					
市町村立診療所																					

II 秋田県医学生修学資金貸与制度について

- 将来、秋田県内の公的医療機関等の医師として地域医療に従事しようとする気概と情熱に富んだ医学生の方に対して、秋田県が修学に必要な資金を貸し付けする制度です。
 - 貸与期間の1.5倍に相当する期間を県内の公的医療機関等で引き続き勤務（以下、「継続従事期間」という。）すると返還が免除されます。
- ※ 継続従事期間のうち、その2分の1の期間については、知事が指定する県内の公的医療機関等において、医師の業務に従事する必要があります。

(1)貸与対象者及び貸与額

各年度の募集要項等によります。

(2)貸与期間及び貸与方法

- ① 貸与期間は、貸与決定の年度から大学の正規の最短修学年数です。
- ② 月額貸与金は毎月貸与します（本人の預金口座に振込）。入学金相当額（新入生のみ）は初回の月額貸与金に加算して貸与します。
- ③ 年度ごとに県と貸与契約を取り交わしていただきます。

(3)貸与の休止

修学生が休学したとき、又は停学の処分を受けたときは、その期間中の貸与は行いません。

(4)貸与契約の解除

修学生が以下の事項のいずれかに該当することとなった場合には、修学資金の貸与を解除します。

- 退学したとき
- 心身の故障のため修学を継続する見込みがなくなると認められるとき
- 学業成績が著しく不良となったと認められるとき
- 死亡したとき
- 修学資金の貸与の目的を達成する見込みがなくなると認められるとき

修学資金の貸与が解除された場合には、貸与を受けた修学資金の全額に利息を付して返還しなければなりません。

ただし、修学生が死亡、心身の故障その他やむを得ない事由により、修学資金を返還することができないと秋田県が認めるときは、当該修学資金の返還の全部又は一部が免除される場合があります。

(5)修学生へのサポート体制

県と秋田大学が共同で運営する「あきた医師総合支援センター」が、修学資金に関する様々な疑問・質問にお答えします。また、各種セミナー情報の提供や卒業後のキャリア形成に関する相談対応など幅広くサポートしています。（センターの窓口は次のとおりです。）

- ◇ 修学資金制度、申請・届出に関すること → 県庁医療人材対策室 内
 - ◇ キャリア形成、セミナー情報に関すること → 大学病院シミュレーション教育センター 内
- ※ サポートに当たっては貸与申請書の情報を活用させていただきます。
※ 様々な情報を提供するために、メールアドレスの登録をお願いします。

返還の免除

貸与契約の期間（正規の修業期間）が満了後、1から3の事項のいずれかに該当することとなった場合には、必要な手続きを行うと修学資金の返還が全額または一部免除になります。

1 継続従事期間が満了したとき（全額免除）

次の条件をすべて満たす必要があります。

- ① 大学を卒業してから1年6カ月以内に医師の免許を取得すること
- ② 医師免許取得後、直ちに秋田県内の公的医療機関等において医師の業務（臨床研修を含む。）に従事すること
- ③ ② 医師の業務に従事した期間が修学資金の貸与を受けた期間の1.5倍に相当する期間に達すること
- ④ ③の期間のうち、その2分の1の期間（その期間に1年未満の端数がある場合は端数を切り捨てた期間）については、知事が指定する県内の公的医療機関等において医師の業務に従事すること

継続従事期間が満了して免除対象になる場合は、免除手続きに必要な書類を県から送付しますので、その書類でお知らせする期限までに提出してください。

2 業務の継続が困難と認められるとき（全額免除）

県内の公的医療機関等において医師の業務に従事する期間中に業務上の理由により死亡したとき、又は業務に起因する心身の故障のため業務を継続することができなくなったとき

該当する事由が発生した場合は、県医療人材対策室にご連絡ください。

3 返還債務の裁量免除（全額又は一部免除）

医師免許取得後、直ちに医師の業務に従事した場合において、その後、義務の履行期間を満了する前に、業務外の事由で死亡したとき、又は公的医療機関等に勤務しなくなった場合で継続従事期間が貸与期間に達したときは、修学資金の返還債務（利息の返還債務を含む）の全部又は一部が免除される場合があります。

「公的医療機関等」とは次の医療機関をいいます

- ・ 県、市町村、日本赤十字社及び厚生農業協同組合連合会の設置する病院又は診療所
- ・ 国立大学法人が設置する病院
- ・ 独立行政法人労働者健康安全機構が設置する病院
- ・ 独立行政法人国立病院機構が設置する病院
- ・ 社会医療法人が設置する病院
- ・ 県が認定した救急病院

返還の猶予

貸与契約が解除された場合、又は、貸与期間満了後において修学資金の返還が免除されていない場合に、次の事由のいずれかに該当するときは、必要な手続きを行うとその事由が継続する期間（⑤については通算2年以内）は、返還が猶予されます。なお、③、④、⑤の事由の場合、返還猶予期間は継続従事期間に算入せず、継続従事期間は先送りされます。

1 返還が猶予される事由とは

- ① 貸与契約が解除された後、又は貸与契約の期間が満了した後も引き続き大学に在学しているとき
- ② 県内の公的医療機関等において、医師の業務に従事（初期臨床研修を含む）しているとき
- ③ 大学院の医学研究科に在学しているとき
- ④ 災害や疾病、負傷等によりやむを得ず医師の業務に従事できないとき
- ⑤ 県外の医療機関又は研究機関において医療に関する専門的な知識や技術を高めるための研修を受けているとき

2 猶予を受けたいときは…

返還猶予の事由に該当し、猶予を受けたいときは、猶予の事由が生じた日から20日以内に必要書類を提出してください。

3 猶予事由に該当しなくなったときは…

返還猶予となる事由がなくなれば、速やかに公的医療機関等で医師の業務に従事するか、又は返還を開始しなければなりません。その場合、それぞれに必要な手続きを行ってください。

返還の場合は返還計画書に従って、一括返還又は分割返還を選ぶことができます。

返還猶予となる事由がなくなったにも関わらず、手続きを行わない場合は、連帯保証人の方に請求をさせていただきますこととなります。

修学資金の返還

返還免除・猶予にあたらぬ場合は修学資金を返還しなければなりません。

返還事由が発生しているにもかかわらず、『修学資金返還計画書』の提出がないまま2ヶ月を経過した場合は、秋田県において月賦方式により毎月の返還額を計算し、返還期日の入った納入通知書を送付します。

納入通知書が住所変更等で届かない場合は、連帯保証人への請求となりますので、やむを得ない事情で返還できない状況にある場合は必ずご連絡ください。

1 返還しなければならない事由とは…

- ① 修学資金の貸与契約が解除されたとき
 - ② 業務外の事由により死亡したとき
 - ③ 貸与契約の期間が満了した月の翌月から1年6月以内に医師免許を取得しなかったとき
 - ④ 医師免許を取得後、直ちに県内の公的医療機関等において初期臨床研修に従事しなかったとき
 - ⑤ 県内の公的医療機関等において医師の業務に従事しなくなったとき
- ※②、⑤の場合では、返還金の全部又は一部が免除される場合があります。
(一部免除の計算方法については、「6」をご覧ください。)

2 返還事由が発生したときは…

返還しなければならない事由が発生したときは、すぐにご連絡ください。

【連絡先】

秋田県健康福祉部医務薬事課 医療人材対策室

〒010-8570 秋田市山王四丁目1番1号

(電話) 018-860-1410 (FAX) 018-860-3883

(E-mail) ishikakuho@pref.akita.lg.jp

3 返還の方法は…

一括返還のほか、分割して返還することができます。ただし、分割して返還する場合は、返還事由が生じた日から1年以内に月賦又は半年賦(年2回払い)による均等払い方式で返還しなければなりません。

「修学資金返還計画書」を提出していただくと、後日、返還期間・金額についての決定通知書を送付します。

なお、返還の場合には各月の貸与額について、年率10%の利息が付されます。

返還月ごとの「納入通知書」を郵送しますので、返還金を添えて最寄りの金融機関の窓口で納めてください。その際、領収書は振り込まれた証明となりますので、すべての振込が終わるまで大切に保管してください。

5 返還が遅れた場合(延滞金の支払い)は…

返還月ごとに納入期限が決められていますので、遅れないように納めてください。もし、納入期限より遅れると年率14.5%の延滞利息を支払わなければなりません。

6 一部免除の場合の計算方法は…

県内の公的医療機関等での従事期間が修学資金の貸与を受けた期間に達した後に返還事由に該当した場合、一部返還免除の対象となります。免除額は、以下の式によって決定します。ただし、所定の期間、知事が指定する公的医療機関等で医師の業務に従事していない場合は一部返還免除の対象となりません。

$$\text{免除額} = \text{返還債務(利息を含む)} \times (\text{継続従事期間} / \text{義務履行期間[貸与期間の1.5倍]})$$

異動と届出

1 大学在学中の届出

(1) 定期届出

毎年度貸与契約を行うため、添付書類として在学証明書を提出してください。

(2) 異動届出

以下の事項のいずれかに該当することとなった場合には、直ちにその旨を届け出てください。

- 住所又は氏名を変更したとき

※ 自宅外（アパート等）と自宅の貸与額が違うため、転居の場合は事前連絡をしてください。

- 休学、復学、転学、又は退学したとき

- 停学の処分を受けたとき

- 連帯保証人を変更したとき

- 連帯保証人の住所又は氏名に変更があったとき

2 勤務期間中の届出

(1) 定期届出

毎年4月1日における就業等の状況を指定する日までに報告してください。

(2) 異動届出

以下の事項のいずれかに該当することとなった場合には、直ちにその旨を届け出てください。

- 住所又は氏名を変更したとき

- 連帯保証人を変更したとき

- 連帯保証人の住所又は氏名に変更があったとき

- 医師の業務に従事したとき、医師の業務に従事しなくなったとき

- 勤務先を変更したとき

※ 被貸与者が死亡したときは、連帯保証人が直ちにその旨を届け出てください。

届出に必要な書類一覧

以下に該当する事由が生じた場合は、速やかに必要書類を提出してください。

※住民票の写しを提出する場合は、「マイナンバー」が記載されていないものをお願いします。

主 な 事 由	必 要 な 書 類
貸与契約が解除されたとき 貸与契約の期間が満了したとき	・修学資金借用証書（様式第3号）
公的医療機関等で業務を開始 （初期臨床研修を含む）したとき	・修学資金返還猶予申請書（様式第6号） ・医師免許取得届（様式第12号） ・医師免許証の写し ・業務従事等届（様式第13号）
勤務先を変更したとき	・業務従事等届（様式第13号）
返還免除を受けるとき [免除要件を満たしたとき]	・修学資金返還免除申請書（様式第7号） ・就業証明書 ・勤務履歴報告書
[業務による死亡・故障等のとき]	・修学資金返還免除申請書（様式第7号） ・医師の診断書又は戸籍抄本
返還猶予を受けるとき	・修学資金返還猶予申請書（様式第6号） ・猶予事由を証する書類
返還手続きを取るとき	・修学資金返還計画書（様式第4号）
返還計画を変更するとき	・修学資金返還計画変更承認申請書（様式第5号）
連帯保証人を変更したとき	・連帯保証人変更届（様式第8号） ・新連帯保証人の戸籍抄本及び住民票の写し
本人又は連帯保証人の住所・氏名を 変更したとき	・住所等変更届（様式第9号） ・住所等の変更を証する書類（住民票の写し等）
大学を休学・復学・転学・退学したとき 又は停学の処分を受けたとき	・休学（復学、転学、退学、停学）届 （様式第10号）
就業状況を報告するとき（毎年）	・就業等状況届（様式第15号）

貸与申請に関するQ & A

Q 1	どのような修学資金制度に貸与申請できるのでしょうか。必要な書類等を教えてください。
A 1	<p>本県の修学資金制度としては、秋田大学医学部生向けの修学資金制度（【地域枠】及び【秋田ふるさと元気奨学金】）と、東北医科薬科大学生等を対象とした修学資金制度があります。</p> <p>修学資金制度の詳細や、申請書等の様式等については、募集要項に記載していますので、県ホームページ等をご確認ください。</p>
Q 2	申込に必要とされる連帯保証人の要件を教えてください。
A 2	<p>連帯保証人の要件は次のとおりです。</p> <ol style="list-style-type: none">1 成年者であること2 職業を有し、その収入で独立した生計を営んでいること（父母などの家族でも可。）3 この修学資金について、当該申請者以外の他の修学生等の保証人となっていないこと
Q 3	月額貸与金の振り込みは毎月何日ごろに行われますか。
A 3	<p>毎月5日を予定しています（5日が銀行休業日の場合は、直前の営業日に振り込みます。）。</p> <p>なお、年度当初は事務処理の関係で時期がずれる場合がありますので、ご了承ください。</p>

返還の免除に関するQ & A

Q 1	修学資金を6年借りた場合の継続従事期間は何年ですか。
A 1	9年です。 修学資金の返還免除を受けるために必要となる継続従事期間は、貸与期間の1.5倍です。加えて、そのうちの2分の1の期間（4年）については、知事が指定する県内の公的医療機関等において医師の業務に従事することとなります。
Q 2	卒業後の初期臨床研修は、希望する病院で行うことができますか。
A 2	卒業後2年間の初期臨床研修は、秋田県内の臨床研修指定病院の中からご自分で選択することができます。 【秋田県内の臨床研修指定病院】（14病院、令和2年4月現在） 大館市立総合病院、能代厚生医療センター、秋田大学医学部附属病院、市立秋田総合病院、秋田赤十字病院、秋田厚生医療センター、中通総合病院、由利組合総合病院、本荘第一病院、大曲厚生医療センター、市立角館総合病院、市立横手病院、平鹿総合病院、雄勝中央病院
Q 3	修学資金貸与条例に「医師となり、直ちに、かつ、引き続き県内の公的医療機関等において医師の業務に従事した場合において、…」とありますが、この場合の「引き続き」とはどのようなことでしょうか。
A 3	医師免許取得後できるだけ速やかに、かつ、連続した期間で県内の公的医療機関等で医師の業務に従事していただきたいという趣旨です。期間は月単位で計算することになっておりますので、1ヶ月以内に再就職の手続きが完了していれば引き続いていてのものとして扱います。
Q 4	卒業後の初期臨床研修を修了した後、知事が指定する勤務医療機関はどうやって決まるのですか。本人の希望は反映されますか。
A 4	卒業後2年間の初期臨床研修期間中に、「あきた医師総合支援センター」が、3年目以降の専門研修プログラム登録の意向などを本人にお聞きします。 その後、本センターが登録先の専門研修プログラム責任者及び本人と調整して、知事が指定する医療機関の候補と勤務予定時期をキャリアプランとして計画します。 最終的には、そのキャリアプランを基に、毎年、大学、県医師会、病院の代表者で構成する「秋田県地域医療対策協議会医師配置調整部会」において、県内の医師充足状況等を考慮して、翌年度の勤務医療機関を審議し、知事が指定します。
Q 5	「県内の公的医療機関等」を具体的に教えてください。
A 5	公的医療機関等はP3に記載のとおりです。（令和2年4月現在）
Q 6	全額免除に必要な期間を県内の公的医療機関において業務に従事しました。その後の手続きはどうすればいいですか。
A 6	全額免除に達するまでの間に必要な手続きを随時行っていれば、該当する時期に県から手続きについて連絡しますので、修学資金返還免除申請書などの書類を提出してください。
Q 7	業務に従事していた期間は何で確認しますか。
A 7	従事した公的医療機関等の長が発行する就業証明書で継続従事期間を確認します。
Q 8	必要な期間を業務に従事し、修学資金返還免除申請書を提出しました。この先県から何か送付されてきますか。
A 8	修学資金返還免除申請書が提出された場合は、内容を審査し、その結果、免除を承認できるときは修学資金返還免除承認通知書を送付します。
Q 9	公的病院に勤務しながら秋田大学大学院の「社会人大学院生」となりました。この場合、病院に勤務した期間は、業務に従事した期間とみなされますか。
A 9	秋田大学大学院の「社会人大学院生」として、秋田県内の公的医療機関等に勤務する場合には、その勤務期間を、継続従事期間に算入します。
Q 10	市町村振興奨学金の貸与を受けた場合、県内の公的医療機関等のうち知事が優先して指定する病院はありますか。
A 10	市町村振興奨学金は、公益財団法人秋田県市町村振興協会の助成を受けて貸与されるため、知事が指定する県内の公的医療機関等については、「自治体立の病院・診療所（※）」が優先されます。（※診療所勤務は1年を限度）

返還の猶予に関するQ&A

Q 1	県内の病院で初期臨床研修を受けることになりました。研修修了後も県内の公的医療機関等で医療に従事するつもりです。それでも修学資金返還猶予申請書を提出する必要があるのでしょうか。
A 1	卒業後2年間の初期臨床研修中を含め、県内の公的医療機関等において医師の業務に従事している期間も返還猶予の手続きが必要になりますので、書類の提出をお願いします。提出後に、県で内容を審査し、修学資金返還猶予承認通知書を送付します。
Q 2	大学を卒業後、他県の病院で初期臨床研修を行うことになりました。この期間は返還猶予になりますか。
A 2	猶予の対象となりません。返還をしていただくこととなります。
Q 3	大学卒業時の医師国家試験に不合格となりましたが、翌年の試験で免許を取得し、直ちに県内の病院で初期臨床研修を受けています。返還猶予になりますか。
A 3	猶予の対象となります。 ※医師国家試験の受験回数は2回までとなります。
Q 4	現在、公的医療機関等で業務に従事していますが、勤務を辞めて大学院に進学したいと思っています。この場合、返還猶予申請書はいつ提出すればいいのでしょうか。
A 4	大学院に進学後、直ちに在学証明の交付を受け、速やかに県に提出してください。書類の届出がないと大学院進学も公的医療機関等への従事もしていないとみなし、返還の手続きをとることとなります。
Q 5	初期臨床研修修了後に、目指す診療科の専門研修を県外の病院で受けたいと思っていますが、可能ですか。
A 5	通算2年以内であれば可能です。 返還猶予の承認を取る必要がありますので、担当あてご連絡ください。
Q 6	病気等により業務に従事できないときは、どんな手続きをとればいいのでしょうか。
A 6	災害、疾病、負傷などやむを得ない理由により業務に従事できない場合は、「修学資金返還猶予申請書」に、そのやむを得ない理由の事実を証明する書類を添付してください。病気の場合は、病名、期間、初診日等が記載された医師の診断書を添付してください。業務を行うにあたり支障があると判断された場合には猶予対象となります。
Q 7	公的医療機関において業務に従事していますが、間もなく出産予定です。出産後は、育児休業を取得し、しばらく子育てに専念したいと考えています。その間はどうか。
A 7	育児休業期間は返還猶予事由になるので、返還猶予の承認を取る必要があります。育児休業期間が終了後、速やかに職場復帰すれば引き続き従事しているものとみなします。
Q 8	公的医療機関において業務に従事していますが、間もなく出産予定です。出産後は、しばらくの間、育児短時間勤務を取得し、子育てと勤務の両立を図りたいと考えています。その間はどうか。
A 8	育児短時間勤務期間は、その勤務時間に応じて、医師の業務に従事している期間に算入することとしています。勤務時間や期間を確認する必要がありますので、担当あてご連絡ください。

修学資金の返還に関するQ & A

Q 1	納入通知書が送られてきたことを忘れて、納入期限内に返還しないどうなりますか。
A 1	督促状の送付等により返還について再度通知します。それでも返還がない場合は、電話、手紙、訪問等により督促します。もし滞納状態が続くようであれば連帯保証人に請求を行います。
Q 2	現在貸与を受けた修学資金の返還中です。残金を一括で支払う場合はどうすればいいですか。
A 2	<p>月賦又は半年賦で返還している方で、残債務（残りの返還すべき額。振替日未到来分に限ります。）を一括で返還を希望される場合は、任意の用紙で構いませんので以下の事項を記入の上届け出てください。新しい納入通知書を発行します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 貸与番号、氏名（押印）、住所、電話番号 ■ 「修学資金返還金の残金を一括返還します」
Q 3	初期臨床研修を修了し、公的医療機関等に勤務していますが、他県の大学の大学院に進学して研鑽を積みしたいと思います。この場合はどうなりますか。
A 3	<p>大学院への進学については、県外の医学系大学院も返還猶予の対象となりますので、関係書類を添えて「修学資金返還猶予申請書」を提出してください。大学院在学期間中は返還が猶予になります。</p> <p>大学院卒業後に県内の公的医療機関に勤務した場合は、県内の公的医療機関等に勤務した通算期間が貸与期間の1.5倍となったときは全額返還免除となります。</p>

申請・届出関係Q & A

Q 1	結婚等により本籍、住所又は姓が変わりました。どのような手続きが必要ですか。
A 1	住所及び姓が変わったときは「住所等変更届（様式第9号）」で届け出てください。住所等の変更については間違いを防止するため、電話での受付をしていません。なお、本籍だけを変更した場合の届出は不要です。
Q 2	提出書類に不備があった場合はどうなりますか。
A 2	<p>提出書類等に不備がある場合は担当から手紙や電話、メールで確認をすることがありますので、その指示に従ってください。</p> <p>手紙や電話、メールは申請されたご本人あてにいたしますが、どうしても連絡がつかない場合やその後の書類の提出がない場合は連帯保証人に連絡をすることがあります。</p>

Ⅲ 関係法令

○医療法（昭和二十三年法律第二百五号） ※令和2年4月1日現在

第三十条の二十三 都道府県は、次に掲げる者の管理者その他の関係者との協議の場（次項において「地域医療対策協議会」という。）を設け、これらの者の協力を得て、同項各号に掲げる医療計画において定める医師の確保に関する事項の実施に必要な事項について協議を行い、当該協議が調った事項について、公表しなければならない。

- 一 特定機能病院
 - 二 地域医療支援病院
 - 三 第三十一条に規定する公的医療機関（第五号において「公的医療機関」という。）
 - 四 医師法第十六条の二第一項に規定する厚生労働大臣の指定する病院
 - 五 公的医療機関以外の病院（公的医療機関に準ずるものとして厚生労働省令で定めるものを除く。）
 - 六 診療に関する学識経験者の団体
 - 七 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する大学（以下単に「大学」という。）その他の医療従事者の養成に係る機関
 - 八 当該都道府県知事の認定を受けた第四十二条の二第一項に規定する社会医療法人
 - 九 その他厚生労働省令で定める者
- 2 前項の規定により地域医療対策協議会において協議を行う事項は、次に掲げる事項とする。
- 一 医師の確保を特に図るべき区域における医師の確保に資するとともに、医師の確保を特に図るべき区域に派遣される医師の能力の開発及び向上を図ることを目的とするものとして厚生労働省令で定める計画に関する事項
 - 二 医師の派遣に関する事項
 - 三 第一号に規定する計画に基づき医師の確保を特に図るべき区域に派遣された医師の能力の開発及び向上に関する継続的な援助に関する事項
 - 四 医師の確保を特に図るべき区域に派遣された医師の負担の軽減のための措置に関する事項
 - 五 医師の確保を特に図るべき区域における医師の確保のために大学と都道府県とが連携して行う文部科学省令・厚生労働省令で定める取組に関する事項
 - 六 医師法の規定によりその権限に属させられた事項
 - 七 その他医療計画において定める医師の確保に関する事項
- 3 都道府県知事は、前項第二号に掲げる事項についての協議を行うに当たっては、医師の派遣が医師の確保を特に図るべき区域における医師の確保に資するものとなるよう、第三十条の四第二項第十一号ロに規定する指標によって示される医師の数に関する情報を踏まえることその他の厚生労働省令で定める事項に配慮しなければならない。
- 4 第一項各号に掲げる者の管理者その他の関係者は、同項の規定に基づき都道府県が行う協議に参画するよう都道府県から求めがあつた場合には、これに協力するよう努めなければならない。

第三十条の二十四 都道府県知事は、前条第一項に規定する協議が調った事項（次条第一項、第三十条の二十七及び第三十一条において「協議が調った事項」という。）に基づき、特に必要があると認めるときは、前条第一項各号に掲げる者の開設者、管理者その他の関係者に対し、医師の派遣、研修体制の整備その他の医師の確保を特に図るべき区域の病院又は診療所における医師の確保に関し必要な協力を要請することができる。

第三十条の二十五 都道府県は、協議が調った事項に基づき、地域において必要とされる医療を確保するため、次に掲げる事務を実施するよう努めるものとする。

- 一 第三十条の四第六項に規定する区域内に所在する病院及び診療所における医師の確保の動向、同条第七項に規定する区域内に所在する病院及び診療所において医師が確保されている要因その他の地域において必要とされる医療の確保に関する調査及び分析を行うこと。

二 病院及び診療所の開設者、管理者その他の関係者に対し、医師の確保に関する相談に応じ、必要な情報の提供、助言その他の援助を行うこと。

三 就業を希望する医師、大学の医学部において医学を専攻する学生その他の関係者に対し、就業に関する相談に応じ、必要な情報の提供、助言その他の援助を行うこと。

四 医師に対し、医療に関する最新の知見及び技能に関する研修その他の能力の開発及び向上に関する相談に応じ、必要な情報の提供、助言その他の援助を行うこと。

五 第三十条の二十三第二項第一号に規定する計画を策定すること。

六 第三十条の二十三第二項第二号から第四号までに掲げる事項の実施に関し必要な調整を行うこと。

七 前各号に掲げるもののほか、病院及び診療所における医師の確保を図るために必要な支援を行うこと。

2 都道府県は、前項各号に掲げる事務のほか、医師について職業安定法（昭和二十二年法律第四百十一号）第二十九条第一項の規定により無料の職業紹介事業を行うこと又は医業について労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和六十年法律第八十八号）第五条第一項の許可を受けて労働者派遣事業を行うことができる。

3 都道府県は、第一項各号に掲げる事務及び前項に規定する事務（以下この条及び次条において「地域医療支援事務」という。）の全部又は一部を厚生労働省令で定める者に委託することができる。

4 都道府県又は前項の規定による委託を受けた者は地域医療支援事務又は当該委託に係る事務を実施するに当たり、地域において必要とされる医療を確保するための拠点としての機能の確保に努めるものとする。

5 都道府県又は第三項の規定による委託を受けた者は、地域医療支援事務又は当該委託に係る事務を実施するに当たっては、第三十条の二十一第一項各号に掲げる事務又は同条第二項の規定による委託に係る事務を実施する者と相互に連携を図らなければならない。

6 第三項の規定による委託を受けた者若しくはその役員若しくは職員又はこれらの者であつた者は、正当な理由がなく、当該委託に係る事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

第三十条の二十六 国は、地域医療支援事務の適切な実施に資するため、都道府県に対し、必要な情報の提供その他の協力を行うものとする。

第三十条の二十七 第三十条の二十三第一項各号（第三号を除く。）に掲げる者及び医療従事者は、協議が調つた事項その他当該都道府県において必要とされる医療の確保に関する事項の実施に協力するよう努めるとともに、第三十条の二十四の規定により協力を要請されたときは、当該要請に応じ、医師の確保に関し協力するよう努めなければならない。

第六節 公的医療機関

第三十一条 公的医療機関（都道府県、市町村その他厚生労働大臣の定める者の開設する病院又は診療所をいう。以下この節において同じ。）は、協議が調つた事項その他当該都道府県において必要とされる医療の確保に関する事項の実施に協力するとともに、第三十条の二十四の規定により協力を要請されたときは、当該要請に応じ、医師の確保に関し協力しなければならない。

第三十四条 厚生労働大臣は、医療の普及を図るため特に必要があると認めるときは、第三十一条に規定する者に対し、公的医療機関の設置を命ずることができる。

2 前項の場合においては、国庫は、予算の定める範囲内において、その設置に要する費用の一部を補助する。

第三十条の三十三の十二 第一項第五号に規定する厚生労働省令で定めるものは、次に掲げる者の開設する病院とする。

- 一 国
 - 二 独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第一項に規定する独立行政法人
 - 三 国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）第二条第一項に規定する国立大学法人
 - 四 地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第一項に規定する地方独立行政法人
- 2 法第三十条の二十三第一項第九号に規定する厚生労働省令で定める者は、次の各号に掲げるものとする。
- 一 独立行政法人国立病院機構
 - 二 独立行政法人地域医療機能推進機構
 - 三 地域の医療関係団体
 - 四 関係市町村
- 3 都道府県は、法第三十条の二十三第一項第五号に掲げる者（この項において「民間病院」という。）の管理者その他の関係者を地域医療対策協議会に参画させるに当たっては、当該都道府県の区域に民間病院の開設者その他の関係者の団体又は民間病院の開設者その他の関係者を構成員に含む団体が存在する場合には、当該団体に所属する民間病院の管理者その他の関係者を、優先的に参画させるものとする。
- 4 都道府県は、法第三十条の二十三第一項に規定する医療計画において定める医師の確保に関する事項の実施に必要な事項として、医業についての労働者派遣（一の病院又は診療所において、当該病院又は診療所に所属する医師以外の医師を労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和六十年法律第八十八号。第三十条の三十三の十五において「労働者派遣法」という。）第二条第二号に規定する派遣労働者として診療に従事させることをいう。）に関することを定めようとするときは、病院又は診療所の開設者が行うものを定めるものとする。

第三十条の三十三の十三 法第三十条の二十三第二項第一号に規定する厚生労働省令で定める計画（以下「キャリア形成プログラム」という。）は、次に掲げる要件を満たすものとする。

- 一 第五項又は第六項の規定によりキャリア形成プログラムの適用を受ける医師（以下「対象医師」という。）に対し、臨床研修（医師法第十六条の二第一項の規定による臨床研修をいう。以下同じ。）を受けている期間を含む一定の期間にわたり、診療科その他の事項に関しあらかじめ定められた条件（以下「コース」という。）に従い、原則として当該都道府県の区域に所在する医療提供施設において診療に従事することを求めるものであること。
 - 二 二以上のコースが定められていること。
 - 三 都道府県知事が、対象医師の申出を受けた場合において当該申出に応じることが適当と認めるとき、その他必要と認める場合は、その適用を中断又は中止することができるものであること。
- 2 都道府県は、法第三十条の二十五第一項第五号の規定に基づき、キャリア形成プログラムを策定するに当たっては、あらかじめ、対象医師及び大学の医学部において医学を専攻する学生であつて卒業後に対象医師となることが見込まれる者（以下「対象予定学生」という。）の意見を聴くものとする。これを変更するときも、同様とする。
- 3 都道府県は、前項の規定により意見を聴いたときは、その内容をキャリア形成プログラムに反映するよう努めなければならない。
- 4 都道府県は、法第三十条の二十五第一項第五号の規定に基づき、キャリア形成プログラムを策定したときは、次に掲げる者に対し、その者の同意を得て、キャリア形成プログラムを適用しなければならない。
- 一 地域枠医師（卒業後に一定の期間にわたり、当該都道府県の区域に所在する医療提供施設において診療に従事することを約して大学を卒業した医師をいう。次項において同じ。）であつて、当該都道府県から当該大学に係る修学資金の貸与を受けた者
 - 二 自治医科大学を卒業し、当該都道府県の区域に所在する医療提供施設において診療に従事する医師
 - 三 その他キャリア形成プログラムの適用を受けることを希望する医師
- 5 都道府県は、法第三十条の二十五第一項第五号の規定に基づき、キャリア形成プログラムを策定したときは、地域枠医師（前項第一号に掲げる者を除く。）に対し、その者の同意を得て、キャリア形成プログラムを適用するよう努めるものとする。
- 6 対象予定学生は、大学の医学部に在学中に、あらかじめ、第四項又は前項の同意をするものとする。
- 7 対象医師は、都道府県知事の定める時期に、適用を受けるコースを選択するものとする。
- 8 都道府県知事は、対象医師の申出を受けた場合において当該申出に応じることが適当と認めるとき、その他必要と認める場合は、当該対象医師に適用するコースを変更することができる。

4 都道府県は、法第三十条の二十五第一項第五号の規定に基づき、キャリア形成プログラムを策定したときは、次に掲げる者に対し、その者の同意を得て、キャリア形成プログラムを適用しなければならない。

一 地域枠医師（卒業後に一定の期間にわたり、当該都道府県の区域に所在する医療提供施設において診療に従事することを約して大学を卒業した医師をいう。次項において同じ。）であつて、当該都道府県から当該大学に係る修学資金の貸与を受けた者

二 自治医科大学を卒業し、当該都道府県の区域に所在する医療提供施設において診療に従事する医師

三 その他キャリア形成プログラムの適用を受けることを希望する医師

5 都道府県は、法第三十条の二十五第一項第五号の規定に基づき、キャリア形成プログラムを策定したときは、地域枠医師（前項第一号に掲げる者を除く。）に対し、その者の同意を得て、キャリア形成プログラムを適用するよう努めるものとする。

6 対象予定学生は、大学の医学部に在学中に、あらかじめ、第四項又は前項の同意をするものとする。

7 対象医師は、都道府県知事の定める時期に、適用を受けるコースを選択するものとする。

8 都道府県知事は、対象医師の申出を受けた場合において当該申出に応じることが適当と認めるとき、その他必要と認める場合は、当該対象医師に適用するコースを変更することができる。

9 都道府県は、対象予定学生及び対象医師が、それぞれ第六項の同意及び第七項の選択を適切に行うことができるよう、法第三十条の二十三第一項各号に掲げる者の協力を得て、大学の医学部において医学を専攻する学生の将来の職業生活設計に関する意識の向上に資する取組を実施するものとする。

第三十条の三十三の十四 法第三十条の二十三第三項に規定する厚生労働省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 地域における医師の確保の状況を踏まえること。

二 派遣される医師の希望を踏まえること。

三 地域医療構想との整合性を確保すること。

四 都道府県による医師の派遣先が、正当な理由なく、法第三十一条に定める公的医療機関（第三十一条の二において単に「公的医療機関」という。）に偏ることのないようにすること。

第三十条の三十三の十五 法第三十条の二十五第三項の厚生労働省令で定める者は、同項に規定する地域医療支援事務を適切、公正かつ中立に実施できる者として都道府県知事が認めた者とする。ただし、医師についての職業紹介事業の事務を委託する場合にあつては職業安定法（昭和二十二年法律第百四十一号）第三十条第一項又は第三十三条第一項の許可を受けて職業紹介事業を行う者に限り、医業についての労働者派遣事業の事務を委託する場合にあつては労働者派遣法第五条第一項の許可を受けて労働者派遣事業を行う者に限る。



〈問い合わせ先〉

◆ 修学資金制度、書類の提出に関すること

秋田県健康福祉部医務薬事課 医療人材対策室

〒010-8570 秋田市山王四丁目1番1号

(電話) 018-860-1410 (FAX) 018-860-3883

(E-mail) ishikakuho@pref.akita.lg.jp

◆ キャリア形成相談、セミナー情報に関すること

あきた医師総合支援センター

(秋田大学医学部附属病院シミュレーション教育センター内)

〒010-0041 秋田市広面字蓮沼44番2

(電話) 018-884-6430 (FAX) 018-884-6457

(E-mail) info@akitamd-support.com

秋田県地域枠医師等キャリア形成プログラム

(令和2年4月)

発行 秋田県健康福祉部医務薬事課医療人材対策室

協力 あきた医師総合支援センター

